

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	福島町

福島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	福島町産業課農林係
所 在 地	松前郡福島町字福島 820 番地
電 話 番 号	0139-47-3002
F A X 番 号	0139-47-4504
メールアドレス	norin@town.hokkaido-fukushima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象地域	福島町内全域
計画期間	2025 年度（令和 7 年度）～2027 年度（令和 9 年度）
対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・キツネ・タヌキ・ハト・スズメ・カラス・トド・オットセイ

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和 3 年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ヒグマ	水稻、スイートコーン	1.2ha： 6 3 千円
エゾシカ	水稻、豆類、トドマツ・杉等	1.4ha： 5 7 千円
キツネ	スイートコーン、イチゴ	0.2ha： 1 8 千円
タヌキ	イチゴ、スイートコーン	0.6ha： 9 0 千円
ハト	水稻	1.9ha： 9 0 千円
スズメ	水稻	2.9ha： 1 2 5 千円
カラス	水稻	0.4ha： 4 0 千円
トド	魚網、漁獲物	被害金額は不明
オットセイ	魚網、漁獲物	被害金額は不明
計		4 8 3 千円

（2）被害の傾向

【ヒグマ】 農業振興地域（千軒・三岳・桧倉地区）において、水稻、スイートコーンなど農作物への食害が発生している。 水稻は、秋の食害及び生産期間内の踏み荒らしによる被害が毎年発生している。
【エゾシカ】 生息頭数は年々増加しており、年間通して町内全域に出没し水稻の踏み荒らしや農作物の食害が発生している状況である。 また、山林では角研ぎ及び樹皮・新芽への食害も確認されており、山林への被害も深刻となっている。
【キツネ】 春期から秋期にかけて町内全域に出没しており、イチゴやスイートコーン等の各種農作物に対しての食害被害が発生している。小規模農家や家庭菜園規模での栽培を行っている農家の就農意欲の低下へも繋がっている。 また、施設栽培に使用しているビニールハウスで、ビニールの破損被害も発生している。
【タヌキ】 春期から秋期にかけて町内全域に出没しており、イチゴやスイートコーン等の各種農作物に対しての食害被害が発生している。小規模農家や家庭菜園規模での栽培を行っている農家の就農意欲の低下へも繋がっている。

【ハト・スズメ・カラス】 水稻の収穫時期を迎える秋期に集中して食害が発生しており、爆音機等の対策を講じているものの、あまり被害抑制には繋がっていない。
【トド・オットセイ】 冬期間から春期間にかけて、トド及びオットセイの出没により漁場の水産資源が逃げることで漁獲量が減っている。 また、漁網の破損被害も多数報告されている。

(3) 被害軽減目標

指標	現状値 2024 年度（令和 6 年度）	目標値 2027 年度（令和 9 年度）
被害金額	4 8 3 千円	現状値の 2 5 % 軽減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
ヒグマ 捕獲等に関する取組	毎年、地元ハンターにより出動体制の調整を行い、継続的に出没する個体や人身被害の恐れがある危険なヒグマについて、銃器や箱わなを用いて駆除を実施している。	目撃情報が寄せられた場合や、頻繁に出没する地域には定期的な巡視を依頼しているが、現状ヒグマを捕獲できるハンターが 1 人しかおらず、将来への担い手確保が急務となっている。
ヒグマ 防護柵の設置等に関する取組	農業被害が多発している圃場に対し、電気柵を設置し侵入防止を図っている。	電気柵を設置する圃場については、物理的に侵入を抑制できるため、協議会から貸し出ししているが、個体数が年々増加した場合は電気柵に不足が生じることが想定される。
ヒグマ 生息環境管理その他の取組	誘引物となっている樹木の除去及び緩衝帯設置により被害防止対策を行っている。	出没地域が多数あり、すべての箇所に緩衝帯を設置することが困難である。
エゾシカ 捕獲等に関する取組	近年は、地元ハンターが銃器による捕獲で被害防止対策を行い、捕獲後は肉等の有効活用とその他は焼却処分及び減容化处理し、年間の捕獲頭数は 1 0 0 頭前後を想定している。	目撃情報が寄せられた場合や、頻繁に出没する地域には定期的な巡視を依頼しているが、生息数及び捕獲数の増加によりハンター一人当たりの負担が大きくなっているため、担い手確保が急務となっている。
エゾシカ 防護柵の設置等に関する取組	農業被害が多発している圃場に対し、電気柵及びくくり罠を設置し侵入防止を図り、小規模被害については、漁網設置等により被害防止対策を講じている。	電気柵を設置する圃場については、物理的に侵入を抑制できるため、協議会から貸付申請に基づき貸し出しておりますが、個体数が年々増加傾向にあることから、電気柵に不足が生じることが想定される。
エゾシカ 生息環境管理その他の取組	ベテランハンターによる新人ハンターへの O J T 研修を実施することで、鳥獣の生態、解体の仕方等の捕獲技術の普及を図っている。	生息数及び捕獲数の増加によりハンター一人当たりの負担が大きくなっているため、担い手確保が急務となっている。

キツネ 捕獲等に関する取組	食害等の通報が頻繁に発生したり、住宅付近に頻繁に出没する場合は誘引物を除去した後、箱わなを設置して捕獲に努めてきた。毎年数頭箱わな設置により捕獲している。	現在の地元ハンターだけでは捕獲の対応が不十分な状況となっていることから、農家が自ら被害抑制に努められるよう免許取得の促進に努める必要がある。
キツネ 防護柵の設置等に関する取組	被害が多く発生する圃場に電気柵を設置するとともに、農家個々が魚網等により被害防止対策を行っている。	電気柵等の設置により被害防止対策の推進を図る必要があるが、資材に不足が生じている。 また、電気柵設置は農作物の収穫時ではなく、もっと早い段階の設置により作物の味をわからせない対策が必要である。
タヌキ 捕獲等に関する取組	食害等の通報が頻繁に発生したり、住宅付近に頻繁に出没する場合は、箱わなを設置して捕獲に努めてきた。毎年数頭は箱わなにより捕獲している。	現在の地元ハンターだけでは捕獲の対応が不十分な状況となっていることから、農家が自ら被害抑制に努められるよう免許取得の促進に努める必要がある。
タヌキ 防護柵の設置等に関する取組	被害が多く発生する圃場に電気柵を設置するとともに、農家個々が魚網等により被害防止対策を行っている。	電気柵等の設置により被害防止対策の推進を図る必要があるが、資材に不足が生じている。 また、電気柵設置は農作物の収穫時ではなく、もっと早い段階の設置により作物の味をわからせない対策が必要である。
ハト・スズメ・カラス 捕獲等に関する取組	近年、鳥類による食害が多発しており、爆音機設置等により対策を講じてきたが効果が薄い状況にあり、銃器による捕獲を行い捕獲している。	現在の地元ハンターだけでは捕獲対応が不十分な状況となっていることから、鳥類被害防止策として電子防鳥機の設置を検討する。
トド・オットセイ 捕獲等に関する取組	トドについてはハンターによる銃器での捕獲や追い払いを行っている。 オットセイについては、試験研究以外の捕獲が禁止されていることから、追い払いのみ行っている。	強化網の設置により被害防止対策の推進を図る。

(5) 今後の取組方針

- ・ハンターが少ないため、一人当たりの負担が大きくなっていることから、新たな担い手確保に努める対策が必要である。
- ・電気牧柵等の設置により、水田、畑への侵入抑制を図り被害の未然防止に努める。
- ・農業者等のわな猟免許取得者の増加、わな猟具の導入促進を図る。
- ・被害の調査や防止対策の協議。
- ・鳥獣被害対策実施隊を中心に捕獲活動の強化を図るとともに、緩衝帯設置による被害の未然防止に努める。
- ・町ハンター（会計年度任用職員）による継続的な捕獲等に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員が中心となり、福島町鳥獣被害防止計画による被害防止施策を適切に実施する。

エゾシカは、銃器による捕獲を基本とし対象鳥獣捕獲員が行い、くくり罠については、実施隊メンバーで狩猟免許保持者が行い、その他の隊員はサポート役とした役割分担により捕獲体制を確立する。

ヒグマは、銃器保持者が少ないが最善の捕獲体制に努めるとともに、箱わな設置による捕獲体制を整備する必要がある。

タヌキ・キツネは、実施隊を中心に箱わな設置体制を必要に応じ強化する。

鳥類は、有害駆除員が銃器による捕獲に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
2025 年度 (令和 7 年 度) ～ 2027 年度 (令和 9 年 度)	エゾシカ	・狩猟免許の取得に係る情報周知 ・電気牧柵の設置 ・捕獲技術の指導
	ヒグマ	・狩猟免許の取得に係る情報周知 ・電気牧柵の設置 ・緩衝帯設置による被害防止 ・箱わなの更新
	キツネ・タヌキ	・狩猟免許の取得に係る情報周知 ・電気牧柵の設置 ・箱わなの更新
	ハト・スズメ・カラス	・電子防止鳥機の設置 ・爆音機の設置

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ヒグマ	北海道ヒグマ管理計画との整合性を図りながら、繰り返し出没する個体や人身事故の恐れの高い問題個体については的確かつ迅速に捕獲することとし、近年の捕獲実績等から勘案して、年間捕獲数を10頭とする。
エゾシカ	近年の捕獲状況は増加傾向にあることから、令和6年度の減容化処理施設運用開始及び町ハンター（会計年度任用職員）採用等により、捕獲可能頭数の増加を想定し、年間捕獲数を120頭とする。
キツネ	近年の捕獲状況は0頭で推移しているが、農作物への食害があった場合は、積極的に駆除を行うこととし、年間捕獲数を10頭とする。
タヌキ	近年の捕獲状況は0～3頭にとどまっているが、農作物への食害があった場合は、積極的に駆除を行うこととし、年間捕獲数を10頭とする。
ハト・スズメ・カラス	近年は、有害駆除として若干の捕獲活動を行っているが、捕獲数等を設定せず必要に応じて対応する。
トド、オットセイ	捕獲頭数については、北海道連合海区漁業調整委員会の指示に従うこととし、追い払いのみの実施とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)
ヒグマ	10	10	10
エゾシカ	120	120	120
キツネ	10	10	10
タヌキ	10	10	10
ハト・スズメ・カラス	設定しない	設定しない	設定しない
トド	設定しない	設定しない	設定しない

捕獲等の取組内容	
ヒグマ	町内全域において、春期から秋期にかけて出没した場合、銃器又は箱わな設置により捕獲する。
エゾシカ	町内全域において、年間を通じて出没した場合、銃器又はくくりわな設置により捕獲する。
キツネ	町内全域において、年間を通じて出没した場合、箱わなおよびくくりわな設置により捕獲する。
タヌキ	町内全域において、年間を通じて出没した場合、箱わなおよびくくりわな設置により捕獲する。

ハト・スズメ・カラス	農業振興地域において、水稻収穫時期に飛来した場合、銃器により捕獲する。
トド、オットセイ	トド等の海獣については冬期間において、銃器による、追い払いのみの実施とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
福島町内全域	エゾシカ、タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2025 年度(令和 7 年度)	2026 年度(令和 8 年度)	2027 年度(令和 9 年度)
—	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	2025 年度(令和 7 年度)	2026 年度(令和 8 年度)	2027 年度(令和 9 年度)
—	—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組
2025 年度 (令和 7 年度) ～ 2027 年度 (令和 9 年度)	エゾシカ	生ゴミや農作物の残さの管理徹底を図る 被害防止に係る知識、捕獲技術の指導
	ヒグマ	緩衝帯の設置、爆音機による追い払い 生ゴミや農作物の残さの管理徹底を図る
	キツネ・タヌキ	生ゴミや農作物の残さの管理徹底を図る
	ハト・スズメ・カラス	爆音機による追い払い 電子防鳥機による追い払い
	トド・オットセイ	海上巡回の徹底を図る

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
福島町役場	農林漁業者や地域住民に対する啓発活動、被害状況の把握
福島町農業委員会	農地等に関する情報収集
福島町農業協同組合	鳥獣被害調査
福島吉岡漁業協同組合	海獣被害状況調査
福島町森林組合	森林被害状況調査
福島町町内会連合会	町内啓発活動
福島町地域農政総合対策推進協議会	農業被害状況調査
福島町有害鳥獣駆除会	銃器及びわなによる捕獲の実施
鳥獣保護監視員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供

(2) 緊急時の連絡体制

別紙 緊急時の連絡体制フロー図のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の個体は、原則持ち帰って処理をすることとし、持ち帰りが困難な場合は、生態系に影響を及ぼさないよう現場で埋設処理をする。 エゾシカの捕獲後の解体処理に苦慮していたことから、減容化処理施設の整備によるハンターの負担軽減に継続的に取り組む。
--

ヒグマ	試料提供後、皮や肉は有効活用しそれ以外は減容化処理する。
エゾシカ	皮や肉については有効活用し、それ以外は減容化処理する。
キツネ・タヌキ	減容化処理する。
ハト・スズメ・カラス	減容化処理する。
トド	皮や肉については有効活用し、それ以外は減容化処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカの場合は、食肉資源として有効活用を検討する。
ペットフード	エゾシカの場合は、ペットフードとして有効活用する。
皮革	皮革資源として有効活用を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)について、有効活用を検討する。

(2) 処理加工施設の取組

エゾシカの捕獲後の解体処理に苦慮していたことから、減容化処理施設の整備によるハンターの負担軽減に継続的に取り組む。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害対策協議会の名称	福島町鳥獣被害防止対策協議会
------------	----------------

構成機関の名称	役 割
福島町役場	農林漁業者や地域住民に対する啓発活動、被害状況の把握
福島町農業委員会	農地等に関する情報収集
福島町農業協同組合	鳥獣被害調査
福島吉岡漁業協同組合	海獣被害状況調査
福島町森林組合	森林被害状況調査
福島町町内会連合会	町内啓発活動
福島町地域農政総合対策推進協議会	農業被害状況調査
福島町有害鳥獣駆除会	銃器及びわなによる捕獲の実施
鳥獣保護監視員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
渡島総合振興局農務課	農業被害把握、実施に関する情報提供及び技術的助言援助
渡島総合振興局環境生活課	被害状況把握、実施に関する情報提供及び技術的助言援助
渡島総合振興局水産課	水産被害把握、実施に関する情報提供及び技術的助言援助
渡島総合振興局林務課	林業被害把握、実施に関する情報提供及び技術的助言援助
渡島農業改良普及センター	農業被害状況把握、農業者に対する助言指導
渡島総合振興局西部森林室	森林被害状況把握、林業者に対する助言指導
檜山森林管理署	森林被害状況に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

福島町鳥獣被害対策実施隊設置要綱により有害鳥獣駆除会、鳥獣被害防止対策協議会、役場産業課により実施隊を担い、活動の内容は、鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣の捕獲及び被害防除に関すること。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係町内会と連携を図り、情報収集に努め、積極的な取り組みを行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

エゾシカの捕獲後の解体処理に苦慮している近隣町と連携し、広域的な減容化処理施設の運用により、ハンターの負担軽減を図るよう取り組む。

別紙 緊急時の連絡体制フロー図

